



NEWS LETTER



NO

40

適格消費者団体・特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

Eメール: npo-syohinet-okayama*sunny.ocn.ne.jp ホームページ: <http://okayama-con.net>

2017年7月発行

消費者ネットおかやま第10回総会を開催しました。

6月3日(土)、おかやま西川原プラザにて、第10回総会を開催しました。

出席状況(採択時) 本人出席31名 書面出席34名(内賛成34)

委任出席16名 合計81名



司会の赤澤佳世子理事から、開会時の出席状況の報告があり、定款に基づき成立していることの開会宣言があった後、議長に検討委員会委員で消費生活アドバイザーの岡美穂さんが選任され議事に入りました。



最初に、消費者ネットおかやま河田理事長より、消費者ネットが設立されて10年目の総会になること、昨年全国で13番目の適格消費者団体に認定され

たが、すでに現在16団体が認定されていること、さらに消費者被害を未然に防ぐなど適格消費者団体として社会的役割を發揮していくことの挨拶が行われました。

来賓として、岡山県県民生活部くらし安全安心課森脇課長より、適格消費者団体となって消費者被害を防ぐ活動を進めていることへの感謝の言葉や消費生活サポーター講座が累計で3000人を超える受講者となったことなどにふれてご挨拶を頂きました。

大賀事務局長から、第1号議案から5号議案まで一括して提案が行われました。

第1号議案	2016年度事業報告承認の件
第2号議案	2016年度決算承認の件
第3号議案	役員選任の件
第4号議案	定款変更の件
第5号議案	決議効力発生に関する件



事業の成果として、これまでの活動が評価され、消費者支援功労者表彰で特命担当大臣賞を2016年5月に受賞したこと、消費生活サポーター講座として県より受託し2016年度は20会場475名の受講でこれまで3,000名を超える方が受講したこと、2016年度の申入れ、照会活動は、5事業者に対して、差止請求1件を含めた計10件を行ったこと、その中で、パンフレットの廃棄や規約の改定が行われるなどの成果につながったことなどについて報告しました。その後、小田監事より、業務が法令や定款に基づき適正に執行されているとともに会計処理が適正にされていることの監査報告が行われました。その後、検討委員会に参加した感想などの発言があった後、採択に入りました。議長より採決時の出席状況について、本人出席31名 書面出席34名(内賛成34) 委任出席16名 合計81名の出席であることが報告されました。



議案毎に採択が行われ、全議案が賛成多数で採択されました。また、報告事項として2017年度事業計画、2017年度活動予算について、拍手で確認しました。



終了後第1回理事会が開催され、大山理事が新たに副理事長に選任されました。

3役体制 理事長：河田英正 副理事長：兒島隆朗、大山知康 事務局長：大賀宗夫

2017年度「消費者月間講演会」を開催しました。

6月3日(土)、おかやま西川原プラザにて、岡山県消費者団体連絡協議会とNPO 消費者ネットおかやまが主催し、岡山県との共催で、「消費者月間講演会」を開催し、71名が参加しました。

開会にあたり、岡山県消団連近藤幸夫代表幹事より、今回の講演会のテーマに関して、広告の規制緩和が広がっている中、私たち自身が広告を見る目を養い、主体者として、優良な広告や事業者を選ぶ確かな目を持つことが必要であることなどの挨拶を行いました。



続いて県消費生活センター佐藤所長の報告では、平成28年度の相談件数は前年から1.4%増えて、8,751件となり、70歳以上の相談が一番多くなっていること、商品・サービス別相談件数では、情報通信関係の相談が多く、全体の3割を占めていること、具体的な事例紹介として、アダルト情報サイトに意図せず登録となったワンクリック請求の事例や出会い系サイトへ誘導され、高額な利用料を請求された事例、インターネット通信サービスで大手企業の名を語り、光回線やプロバイダーの変更で料金が安くなるとすすめられ契約したが、大手企業とは関係がなかったため、解約しようとしたら、多額の違約金を払うことになった事例、また、最近増加している事例として、サプリメントなど健康食品を割安で購入できるとしてネットで注文したら定期購入だった事例などについて説明して頂きました。

次に「広告を見る目を養おう!~事例でわかる問題表示~」と題して、公益社団法人「日本広告審査機構(JARO)」の武田様から講演をして頂きました。JAROへの相談件数は昨年9,773件と前年より18.1%増加し、過去最多で「苦情」が増えていること、「苦情」はテレビとインターネットが増加しており、この上位二つで寄せられる「苦情」全体の77%を占めていること。虚偽・誇大な表示を禁止する法律として「景品表示法」や「医薬品医療機器等法」があるが、消費者一人ひとりが「広告を見るチカラ」や情報を読み解き、活用する能力を持つ必要があること、また、たくさん問題ある事例を一つひとつ紹介していただいた最後に、一番大事なのは、「そんなにすごいなら、どうして自分でやらないのか」と冷静に考えてみることや「本当にそんなことがあり得るのか考えてみる」など私たち自身が常識的な感覚を持つことであり、そういう問題ある広告の商品を利用しないなど消費者の行動が大切であることを強調されました。



(寄せられた感想)

- 具体的な実例など、事例をあげてわかりやすかった。
- 消費者としての注意点や広告を出す側の注意点まで学べて、たいへん役立ちました。
- 頭でわかっただけでもいざ現実には、広告に踊らされている自分があることを改めて認識させられました。
- 自分が気をつけて見ることによって防ぐことができると納得しました。ついつい大きな文字ばかり気にして、細かい文字は飛ばしてしまいがち・・・気をつけたいと思いました。
- 身のまわりにある当たり前だと思っていた文字などにだまされないように気をつけたい。地域の住民にも今日の話を広めたいと思いました。



岡山県の委託事業 見守り力アップ講座 が始まりました。

この講座は、従来行われてきた「消費生活サポーター講座」を地域における見守り活動の視点でさらにステップアップさせることを目的に開催するものです。

特に健康やお金、孤独の不安を抱え、判断力の低下が避けられない高齢者等に付け込んだ悪質商法や特殊詐欺などの被害が絶えない今日、これらの未然防止と発生後の対処法は、地域の見守り活動にとって欠かせない取り組みのひとつになっています。

《本講座の形態》

最新の消費者被害に関する情報や見守り活動の心構え・地域連携などについて実践的に学ぶもので、講座の形態は概ね以下をイメージしています。

- ① 従来の消費生活サポーター講座の受講者が参加し、地域の見守り活動に取り組む団体等が開催を計画する。
- ② 普段の仕事や活動で高齢者等に接している民生委員や福祉団体等関係者の方々が参加し、交流し、学び合う。

講座の開催日時、場所、持ち方、すすめ方等々については、講師の手配を含め主催団体(事務局)と消費者ネットおかやま間で調整し具体化します。

《現在の取り組み状況》

- ① 6月18日(日)、岡山県消費者教育コーディネーターの矢吹香月さんに協力いただき、講座講師研修会を行いました。(参加者は消費生活相談員、司法書士、弁護士等12名)
- ② 関係団体等にプレゼンテーションを行いました。
 - ・ 岡山市 消費生活センター、同 保健福祉局地域包括ケア推進課
 - ・ 岡山県地域包括・在宅介護支援センター協議会総会



右写真は6/27 美作市での講座模様 ⇒

《当面の開催・計画》

開催日時	場 所	参加対象(主催団体)	参加数・予定数	講 師
6月27日(火) 14:30~	美作市民ホ－ル	消費者問題研究協議会	35名	佐藤素子
8月25日(金) 13:30~	西粟倉村 あわくら会館	西粟倉村民生児童委員	25名	佐藤素子
9月30日(土) 10:00~	浅口市	民生委員ほか(消問研)	30名	岡 美穂

消費者被害撲滅キャンペーンに参加しました。

5月21日(日)10時からシティライトスタジアムにて、岡山県が主催し消費者被害撲滅キャンペーンが開催されました。当日は、「消費者被害撲滅デー」として、消費者ネットおかやまから4名が参加し、県職員とともに消費者被害にあわないための啓発グッズ(ファジアーノ特製リストバンド入り)5,000個をファジアーノ岡山公式戦の入場者に配布しました。



会場には、岡山県消費者月間PRブースが設置され、選手のメッセージボードや等身大パネルの展示、ファジアーノの選手による「消費者ホットライン」の啓発ビデオがながされた他、岡山県のマスコット「ももっち」、「うらっち」も啓発活動に参加し、ファジアーノの

ファンの皆さんやたくさんのお子様たちにアピールをしていました。

事業者への差止め・申入れ・照会活動

消費者ネットおかやまのホームページ内「差止め・申入れ・照会活動」に情報を公開しています

◆結婚式場運営 (株)スタイルズ

結婚式の会場使用時における事故・盗難についての約款変更の申入れと解約料金の算定根拠に対する照会を行いました。期日までに回答がなかったため再申入れを行いました。現在までに回答がないため事前請求書(訴訟を提起する事前告知)を準備しています。



◆廃車買取り (株)ラグザス・クリエイト



契約後のキャンセルに伴う違約金の根拠について問い合わせを行いました。回答がないため対応を検討しています。

この申入れ活動については、検討委員会委員長の河端武史弁護士が、民事法研究所発行『現代消費者法 No.35』～消費者被害救済に取り組む団体報告～の中で紹介しています。

◆貸衣裳 京呉服好一(株)

契約後のキャンセルにともなう違約金、返還義務の遅滞に対する違約金、オーダーレンタルのキャンセルの取扱いについて申入れを行い、改善内容を記載した回答書が届きました。

◆がんの免疫療法実施機関 花園クリニック

がんの治療契約における治療費不返還条項についての使用中止を求める申入れを行いました。期日までに回答がなかったため再申入れを行いました。現在までに回答がないため訴状を準備しています。



事業者への申入れにつながる情報提供を
よろしくお願いいたします！



こびとちゃん